

精神科医療関連制度基礎テキスト

障害者総合支援法

第6章「訪問系サービス」

自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具のシステムで構築されています。利用者が、一人一人の支援計画に基づき「日中の活動」を一つないし複数組み合わせ合わせて選択し、要望に応じ「住まいの場」と併せサービスを受ける事になります。

第6章では、精神障害者が対象となる「訪問系のサービス」として、居宅介護事業、重度訪問介護事業、行動援護事業について紹介します。

1. 居宅介護事業

利用者	障害支援区分が1以上(障害児にあつてはこれに相当する心身の状態)である者 ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)を算定する場合は、① 区分2以上に該当し、② 障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること 「歩行」「全面的な支援が必要」 「移乗」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 「移動」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 「排尿」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 「排便」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」					
サービス内容	居宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般の援助を行う					
職員配置基準	<<従業者>> 介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程等の修了者などが、常勤換算方法で2.5人以上 <<サービス提供責任者>> 事業規模に応じて1人以上(管理者の兼務・常勤換算も可) <<管理者>> 常勤で、原則として専ら管理業務に従事する者(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)					
設備	事務室、受付等の運営に必要な設備・備品等の確保					
居宅介護サービス費 基本報酬	所要時間	居宅における 身体介護	通院等介助 (身体介護を伴う場合)	通院等介助 (身体介護を伴わない場合)	家事援助	通院等 乗降介助
	30分未満	245単位		101単位	101単位	97単位
	30分以上45分未満	/		/	146単位	
	45分以上1時間未満				189単位	
	1時間以上1時間15分未満				229単位	
	1時間15分以上1時間30分未満				264単位	
	30分以上1時間未満	388単位	189単位	/		
	1時間以上1時間30分未満	564単位	264単位			
1時間30分以上	644単位 (30分増すごとに+80単位)	331単位 (30分増すごとに+67単位)	298単位 (15分増すごとに+34単位)			
加算・減算項目	○基礎研修課程修了者等によるサービス提供減算 ○夜間早期・深夜加算 ○特定事業所加算 ○特別地域加算 ○緊急時対応加算 ○喀痰吸引等支援体制加算 ○初回加算 ○利用者負担上限額管理加算 ○福祉専門職員等連携加算 ○福祉・介護職員処遇改善加算 ○福祉・介護職員処遇改善特別加算					

(1) 利用者

居宅介護事業は、障害支援区分が1以上の障害者(障害児にあつてはこれに相当する心身の状態)が対象となります。ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)を算定する場合は、利用者が障害支援区分2以上に該当し、障害支援区分の認定調査項目のうち、次に

掲げる状態（①～⑤）のいずれか一つ以上を認定されていることが必要となります。

- ①「歩行」：「全面的な支援が必要」
- ②「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- ③「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- ④「排尿」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- ⑤「排便」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

（2）サービス内容

サービス内容は、居宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般の援助を行います。サービスの提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容(派遣される従業者の種別を含む)を記載した居宅介護計画に基づいて行われることが必要です。居宅介護計画を作成するに当たって、所要時間は30分単位（家事援助では最初の30分以降は15分単位）で決定されることを踏まえ、決定された所要時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を踏まえることが必要となります。

（3）職員配置基準と設備基準

1）従業者（ホームヘルパー）

従業者は、常勤換算方法で2.5人以上配置することが必要となります。従業者については、「介護福祉士又は介護福祉士実務者研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者、障害者居宅介護従業者基礎研修修了者、重度訪問介護従業者養成研修修了者、同行援護従業者養成研修修了者、行動援護従業者養成研修の修了者等」が要件となります。

2）サービス提供責任者

サービス提供責任者は事業の規模に応じて1人以上配置することになりますが、以下のア～エのいずれかに該当するように配置することが必要です。

- ア 月間のサービス提供時間450時間当たり1人以上
- イ 従業者数40人当たり1人以上
- ウ 利用者数40人当たり1人以上（通院等乗降介助のみの利用者数は0.1人で計算）
- エ 常勤で3人以上配置、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事するものを1人以上配置している場合は、ウにかかわらず利用者数50人当たり1人以上

なお、平成27年度改定では、介護報酬改定の動向を踏まえ、利用者の情報の共有などサービス提供責任者が行う業務について効率化が図られている場合に、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所は、サービス提供責任者の配置基準が「利用者40人に対して1人以上」から「利用者50人に対して1人以上」に緩和されました。

また、サービス提供責任者の要件としては、「介護福祉士又は介護福祉士実務者研修修了者 介護職員基礎研修修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、居宅介護職員初任者研修修了者で介護等の業務の実務経験3年以上」となります。

なお、サービス提供責任者は、管理者の兼務及び常勤換算が可能となっています。

3) 管理者

管理者は、常勤で原則として専ら管理業務に従事する者を配置することが必要となります。ただし、管理業務に支障がない場合は、事業所の他の職務や同一敷地内の他事業所・施設の職務に従事することができます。

4) 設備基準

指定居宅介護事業所は、事務室や利用申込みの受付、相談等に対応することが可能な適切なスペース、居宅介護サービスの提供に必要な設備及び備品等を確保します。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な施設等に配慮することが求められています。

(4) 居宅介護サービス費

1) 居宅介護サービス費の概要

居宅介護サービス費は、5区分（1. 居宅における身体介護、2. 通院等介助（身体介護を伴う場合）、3. 通院等介助（身体介護を伴わない場合）、4. 家事援助、5. 通院等乗降介助）で設定されており、通院等乗降介助以外はサービス提供の所要時間に応じて基本報酬を算定することができます。ただし、実際の要した時間により算定されるのではなく、居宅介護計画に基づいて行われるべきサービスの所要時間に基づき算定されることに留意することが必要です。なお、当初の居宅介護計画で定めたサービス内容や提供時間が、実際のサービス提供と異なる場合は、速やかに居宅介護計画の見直し、変更を行う必要があります。

「所要時間 30 分未満」で算定する場合は、夜間、深夜及び早朝の時間帯に提供するサービスを除いて所要時間は 20 分以上であることが必要です。所要時間とは、実施にサービスを提供した時間であり、サービス提供のための準備に要した時間等は含まれません。

また、**居宅介護サービス費は、短時間に集中して支援を行う業務形態を踏まえ、所要時間 1 時間 30 分未満の「居宅における身体介護」等のサービスを基本としています。**そのため、利用者の生活パターンに合わせて 1 日に短時間の訪問を複数回行うことを可能とし、居宅における介護サービスの提供体制の強化を図っています。ただし、単に 1 回の居宅介護を複数回に区分して行うことは適切なサービス提供ではなく、1 日に居宅介護を複数回算定する場合は、概ね 2 時間以上の間隔を空けることが必要となります。なお、身体状況等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行うことが必要な場合や、別の事業者の提供する居宅介護との間隔が 2 時間未満である場合はこの限りではありません。

平成 27 年度改定では、介護報酬改定の動向を踏まえ、居宅介護サービス費の基本報酬が引き下げられています。

また、居宅介護の従業者は、居宅介護が短時間に集中して支援を行う業務内容であることを踏まえ、初任者研修課程修了者等を基本とし、基礎研修課程修了者等及び重度訪問介護研修修了者がサービスを提供する場合は基本報酬が減算されます。

なお、重度訪問介護研修修了者は、専ら重度訪問介護に従事することを目的として養成されるものであることから、重度訪問介護研修修了者は早朝・深夜帯や年末年始などにおいて、一時的に人材確保の観点から市町村がやむを得ないと認める場合に、サービスを提供することができます。

2) 「居宅における身体介護」・「通院等介助（身体介護を伴う場合）」

■初任者研修課程修了者等が行う場合（所定単位数を算定）

初任者研修課程修了者等が「居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護）」及び「通院等介助（身体介護を伴う場合）」中心のサービス提供を行った場合は、所要時間に応じて基本報酬の所定単位数を算定することができます。所要時間1時間30分未満の場合は、30分未満で245単位を、30分以上1時間未満で388単位を、1時間以上1時間30分未満で564単位を、算定することができます。また、所要時間が1時間30分以上の場合は6444単位に所要時間1時間30分から計算して30分増すごとに80単位を加算した単位数を算定します。

初任者研修課程修了者等とは、介護福祉士、介護福祉士実務者研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者（介護職員初任者研修課程修了者を含む）になります。

■基礎研修課程修了者等が行う場合（所定単位数の70%を算定）

基礎研修課程修了者等が「居宅における身体介護」中心のサービス提供を行った場合は、基本報酬の所定単位数の70%を算定します。基礎研修課程修了者等とは、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者（改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する訪問介護に関する3級課程修了者等を含む）及び実務経験を有する者（平成18年3月31日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者で、都道府県知事から必要な知識及び技術を有することを認める証明書の交付を受けた者）になります。

また、基礎研修課程修了者等及び旧外出介護研修修了者が「通院等介助（身体介護を伴う場合）」中心のサービス提供を行った場合は、基本報酬の所定単位数の70%を算定します。旧外出介護研修修了者とは、廃止前の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修及び知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者（これらの研修課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含む）になります。

■重度訪問介護研修修了者が行う場合

重度訪問介護研修修了者（重度訪問介護従業者養成研修課程修了者、相当する研修課程修了者を含む）で、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が「居宅における身体介護」及び「通院等介助（身体介護を伴う場合）」中心のサービス提供を行った場合に、所要時間3時間30分未満の場合は重度訪問介護サービス費に定められている所定単位数（1時

間未満は 183 単位、1 時間以上 1 時間 30 未満は 273 単位、1 時間 30 分以上 2 時間未満は 364 単位、2 時間以上 2 時間 30 未満は 455 単位、1 時間 30 分以上 2 時間未満は 546 単位、) を算定することができます。また、所要時間が 3 時間以上の場合は 629 単位 に所要時間 3 時間から計算して 30 分増すごとに 83 単位を加算した単位数を算定します。

3) 「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」

■初任者研修課程修了者等が行う場合（所定単位数を算定）

初任者研修課程修了者等が「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」中心のサービス提供を行った場合は、所要時間に応じて基本報酬の所定単位数を算定することができます。所要時間 1 時間 30 分未満の場合は、30 分未満で 101 単位 を、30 分以上 1 時間未満で 189 単位 を、1 時間以上 1 時間 30 分未満で 264 単位 を、算定することができます。また、所要時間が 1 時間 30 分以上の場合は 331 単位 に所要時間 1 時間 30 分から計算して 30 分増すごとに 67 単位 を加算した単位数を算定します。

■基礎研修課程修了者等が行う場合（所定単位数の 90% を算定）

基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者及び旧外出介護研修修了者が「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」中心のサービス提供を行った場合は、基本報酬の所定単位数の 90% を算定します。

4) 「家事援助」

■初任者研修課程修了者等が行う場合（所定単位数を算定）

初任者研修課程修了者等が「家事援助」中心のサービス提供を行った場合は、所要時間に応じて基本報酬の所定単位数を算定することができます。所要時間 1 時間 30 分未満の場合は、30 分未満で 101 単位 を、30 分以上 45 分未満で 146 単位 を、1 時間以上 1 時間 15 分未満で 189 単位 を、1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満で 264 単位 を、算定することができます。また、所要時間が 1 時間 30 分以上の場合は 331 単位 に所要時間 1 時間 30 分から計算して 30 分増すごとに 67 単位 を加算した単位数を算定します。

■基礎研修課程修了者等が行う場合（所定単位数の 90% を算定）

基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者が「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」中心のサービス提供を行った場合は、基本報酬の所定単位数の 90% を算定します。

5) 「通院等乗降介助」

■初任者研修課程修了者等が行う場合（所定単位数を算定）

初任者研修課程修了者等が「通院等乗降介助」中心のサービス提供を行った場合は、片道 1 回所定単位数 (97 単位) を算定することができます。

自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行う場

合は「通院等乗降介助」の算定対象となりますが、これらの移動等の介助又は受診等の手続きを行わない場合は算定対象なりません。

■基礎研修課程修了者等が行う場合（所定単位数の90%を算定）

基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者及び旧外出介護研修修了者が「通院等乗降介助」中心のサービス提供を行った場合は、片道1回所定単位数の90%を算定します。

6) 2人の居宅介護従業者による居宅介護の取扱い（所定単位数×2）

以下の厚生労働大臣が定める要件を満たす1人の利用者に対して2人の居宅介護従業者が同時に指定居宅介護のサービスを提供した場合は、それぞれの居宅介護従業者が行う居宅介護について所定単位数を算定することができます。

【厚生労働大臣が定める要件】

- 2人の従業者により居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次の①～③までのいずれかに該当する場合
- ① 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合
(体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする居宅介護を提供する場合等)
 - ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - ③ その他障害者等の状況等から判断して、①又は②に準ずると認められる場合
(エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等)

(5) 居宅介護サービス費の加算項目

居宅介護	算定要件等	
夜間早朝加算	夜間(午後6時から午後10時)又は早朝(午前6時から午前8時)にサービスを提供した場合	+ 所定単位数 × 25% / 回
深夜加算	深夜(午後10時から午前8時)にサービスを提供した場合	+ 所定単位数 × 50% / 回
特定事業所加算	①サービス提供体制の整備 研修計画の計画的実施、情報の的確な伝達 等	
	②良質な人材の確保 介護福祉士の割合が30%以上 等	
	③重度障害者への対応 区分5以上の利用者及び喀痰吸引等を必要とする者の割合が30%以上 等	
	④中重度障害者への対応 区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の割合が50%以上 等	
	I	①・②・③のすべてに適合した場合
II	①・②に適合した場合	+ 所定単位数 × 10% / 回
III	①・③に適合した場合	+ 所定単位数 × 10% / 回
IV	①・④に適合した場合	+ 所定単位数 × 5% / 回
特別地域加算	中山間地域等の居住者にサービスを提供した場合	+ 所定単位数 × 15% / 回
緊急時対応加算 ※	居宅介護計画に位置づけられていないサービスを、利用者等の要請を受けて24時間以内に提供した場合	+ 100単位 / 回
喀痰吸引等支援体制加算 ※	特定事業所加算 I を算定していない事業所で、介護職員等がたんの吸引を実施した場合	+ 100単位 / 日

※ 「居宅における身体介護」及び「通院等介助(身体介護を伴う場合)」において算定可

1) 夜間早朝加算

夜間（午後6時から午後10までの時間）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間）にサービスを提供した場合は、1回につき所定単位数の25%を加算することができます。

2) 深夜加算

深夜（午後 10 時から午前 6 時までの時間）にサービスを提供した場合は、1 回につき所定単位数の 50%を加算することができます。

3) 特定事業者加算

平成 27 年度改定では、介護報酬改定の動向を踏まえ、中重度の利用者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所を評価する特定事業所加算(IV)が新設されました。

特定事業者加算の厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事又は指定都市・中核市の市長に届け出た介護事業所がサービスを提供した場合は、満たしている算定要件に応じて特定事業所加算(I)～(IV)の所定単位数を1回につき加算することができます。

特定事業所加算(I)は算定要件の①から⑤及び⑦から⑨、⑫のいずれにも適合する場合に所定単位数の 20%を、特定事業所加算(II)は算定要件の①から⑤のいずれにも適合し⑦又は⑧及び⑨のいずれかに適合する場合に所定単位数の 10%を、特定事業所加算(III)は算定要件の①から⑤及び⑫のいずれにも適合する場合に所定単位数の 10%を、特定事業所加算(IV)は②から⑥及び⑩、⑬のいずれにも適合している場合に所定単位数の 5%を、算定することができます。

特定事業所加算の算定要件	
サービス提供体制の整備	①事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該研修計画に従い、研修を実施又は実施予定
	②次の掲げる基準に従い、サービスを実施 ア 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催 イ サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する従業者から適宜報告
	③事業所の全ての従業者に対し健康診断等を定期的実施
	④緊急時等における対応方法が利用者に明示
	⑤事業所が新規に採用した全ての従業者に、熟練した従業者の同行による研修を実施
	⑥業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該研修計画に従い、研修を実施又は実施予定
良質な人材の確保	⑦従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が 30%以上若しくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、居宅介護従業者養成研修 1 級課程修了者の占める割合が 50%以上又は前年度又は算定日が属する月の前 3 月間のサービス提供時間のうち常勤従業者によるサービス提供時間の占める割合が 40%以上
	⑧当該事業所の全てのサービス提供責任者が 3 年以上の実務経験を有する介護福祉士又は 5 年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは居宅介護従業者養成研修 1 級課程修了者
	⑨基準により 1 人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所に、常勤のサービス提供責任者を 2 人以上配置
	⑩人員基準に基づき、常勤のサービス提供責任者が 2 人以下の事業所であって、基準により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を 1 人以上配置
重度障害者への対応	⑫前年度又は算定日が属する月の前 3 月間における利用者(障害児を除く。)の総数のうち、障害支援区分 5 以上ある者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が 30%以上
中重度障害者への対応	⑬前年度又は算定日が属する月の前 3 月間における利用者(障害児を除く。)の総数のうち、障害支援区分 4 以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が 50%以上

4) 特別地域加算

中山間地域等の居住者にサービスを提供した場合は、1回につき所定単位数の15%を加算することができます。

5) 緊急時対応加算

居宅介護計画に位置づけられていないサービスを、利用者等の要請を受けて24時間以内に提供した場合は、1回につき100単位を「居宅における身体介護」及び「通院等介助（身体介護を伴う場合）」において加算することができます。

6) 喀痰吸引等支援体制加算

特定事業所加算Ⅰを算定していない事業所で、介護職員等がたんの吸引を実施した場合は、1回につき100単位を「居宅における身体介護」及び「通院等介助（身体介護を伴う場合）」において加算することができます。

居宅介護	算定要件等		
初回加算	新規にサービス等利用計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者がサービスを提供した場合	+200単位/月	
利用者負担上限額管理加算	指定居宅介護事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合	+150単位/月	
福祉専門職員等連携加算	サービス提供責任者が、精神障害者等の特性に精通する専門職(精神保健福祉士等)に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を共同で行い、居宅介護計画を作成した場合 (同行して訪問する初回に日から起算して90日間で3回を限度)	+564単位/回	
福祉・介護職員処遇改善加算	Ⅰ	福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全てに適合し、かつ、職場環境等要件を満たしている場合	+所定単位×22.1%/月
	Ⅱ	福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の何れかに適合し、職場環境等要件を満たしている場合	+所定単位×12.3%/月
	Ⅲ	キャリアパス要件又は職場環境等要件のいずれか一方に適合する場合	+上記Ⅰ×0.9/月
	Ⅳ	キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれにも適合しない場合	+上記Ⅰ×0.8/月
福祉・介護職員処遇改善特別加算	福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施している場合(キャリアパス要件・定量的要件を問わない)	+所定単位×4.1%/月	

7) 初回加算

新規にサービス等利用計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者がサービスを提供した場合は、月に100単位を加算することができます。

8) 利用者負担上限額管理加算

指定居宅介護事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合は、月に150単位を加算することができます。

9) 福祉専門職員等連携加算（平成 27 年度改定で新設）

サービス提供責任者に係る障害特性の理解や医療機関等専門機関との連携、従業者への技術指導等の課題に対応するため、精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合は、平成 27 年度改定で新設された福祉専門職員等連携加算をサービス初日から起算して 90 日間で 3 回を限度に 1 回 564 単位を算定することができます。

10) 福祉・介護職員処遇改善加算（平成 24 年度改定で新設、平成 27 年度改定で新たな区分を追加）

平成 23 年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業の助成金による賃金改善（福祉・介護職員の賃金月額 1.5 万円相当分）を障害福祉サービス報酬で評価するため、平成 24 年度改定で福祉・介護職員処遇改善加算が新設されました。対象となる職種は、ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員となっています。

平成 27 年度改定では、改定前の福祉・介護職員処遇改善加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、更なる上乘せ評価（福祉・介護職員の賃金月額 1.2 万円相当分）を行うため、新たな区分【福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）】が新設されました。

算定要件としては、加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全てに適合し、かつ職場環境等要件に適合することが必要となります。加算（Ⅰ）の職場環境等要件とは、平成 27 年 4 月以降実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していることが必要となります。

また、改定前の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）の名称は、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）・（Ⅲ）・（Ⅳ）に変更されましたが、算定要件は改定前と同様でキャリアパス要件と（旧）定量的要件が適用されます。

なお、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の報酬は、総単位数にサービス別の加算率を乗じた単位数となりますが、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）～（Ⅳ）の報酬は改定前と同様であり、変更されていません

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）は、加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、「キャリアパス要件」の全てに適合し、かつ、加算（Ⅰ）の「職場環境等要件」を満たしている場合に算定することができます。指定居宅介護事業所の場合は、1 月の所定単位（基本報酬・各加算を算定した単位数の合計）の 22.1%を加算することができます。

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）は、加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、「キャリアパス要件」及び加算（Ⅱ）の「職場環境等要件」を満たしている場合に算定することができます。指定居宅介護事業所の場合は、1 月の所定単位

の12.3%を加算することができます。

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の算定要件のうち「キャリアパス要件」又は加算(Ⅱ)(Ⅲ)の「職場環境等要件」のいずれか一方に適合する場合は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の90%を加算することができます。

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の算定要件のうち「キャリアパス要件」及び加算(Ⅱ)(Ⅲ)の「職場環境等要件」のいずれにも適合しない場合は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の80%を加算することができます。

加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等について	1) 賃金改善に関する計画の策定と計画に基づいた適正な措置 2) 賃金改善計画を基に福祉・介護職員処遇改善計画書の作成・周知・届出 3) 加算の算定額に相当する賃金改善計画の実施 4) 賃金改善に関する実績の報告 5) 算定日が属する月の前12月間に労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていないこと 6) 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること	
キャリアパス要件	■ ア又はイに適合すること ア 福祉・介護職員の任用の際における職位又は職務内容等に応じた任用等の要件や賃金体系を定め、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知 イ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての福祉・介護職員に周知	
職場環境等要件	加算(Ⅰ)	平成27年4月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金改善を除く)の内容を全ての福祉・介護職員に周知
	加算(Ⅱ)(Ⅲ)	平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金改善を除く)の内容を全ての福祉・介護職員に周知

11) 福祉・介護職員処遇改善特別加算(平成24年度改定で新設)

福祉・介護職員の改善をより一層推し進めるため、福祉・介護人材の処遇改善事業の助成金を受給することが困難であった事業所でも一定の改善(福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分)が図られるよう、平成24年度改定で福祉・介護職員処遇改善特別加算が新設されました。本加算の対象者は、福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種を中心として従業者の処遇改善が図られていれば加算の対象となるため、加算額の一部を事務職や医療職等の福祉・介護職員以外の従業者の賃金改善に充てることが可能です。

福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施している場合は、指定居宅介護事業所の場合は1月の所定単位(基本報酬・各加算を算定した単位数の合計)の4.1%を加算することができます。なお、本加算は、福祉・介護職員処遇改善加算と同様に「加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等」が算定要件となっていますが、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)と同様に「キャリアパス要件」又は「職場環境等要件」は算定要件となっておりません。ただし、福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定することができません。

2. 重度訪問介護事業

利用者	重度の精神障害若しくは知的障害又は重度の肢体不自由者により行動上著しい困難を有する障害者 具体的には、障害支援区分が4以上で、次の(1)及び(2)のいずれかに該当する者 (1)①及び②のいずれにも該当する者 ①二肢以上に麻痺等がある ②障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定 (2)障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者				
サービス内容	重度の精神障害もしくは知的障害又は重度の肢体不自由があり常に介護を必要とする障害者に対して、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行う				
職員配置基準	<<従業者>> 介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程等の修了者などが、常勤換算方法で2.5人以上 <<サービス提供責任者>> 事業規模に応じて1人以上(管理者の兼務・常勤換算も可) <<管理者>> 常勤で、原則として専ら管理業務に従事する者(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)				
設備	事務室、受付等の運営に必要な設備・備品等の確保				
重度訪問介護サービス費 基本報酬	所要時間	基本報酬	所要時間	基本報酬	30分増すごとに
	1時間未満	183単位	3時間30分以上4時間未満	728単位	
	1時間以上1時間30分未満	273単位	4時間以上8時間未満	813単位	+85単位
	1時間30分以上2時間未満	364単位	8時間以上12時間未満	1,493単位	+85単位
	2時間以上2時間30分未満	455単位	12時間以上16時間未満	2,168単位	+80単位
	2時間30分以上3時間未満	546単位	16時間以上20時間未満	2,814単位	+86単位
	3時間以上3時間30分未満	636単位	20時間以上24時間未満	3,496単位	+80単位
加算・減算項目	○重度障害者等加算 ○障害支援区分6該当加算 ○夜間早朝・深夜加算 ○特定事業所加算 ○特別地域加算 ○緊急時対応加算 ○喀痰吸引等支援体制加算 ○移動介護加算 ○初回加算 ○利用者負担上限額管理加算 ○行動障害支援連携加算 ○福祉・介護職員処遇改善加算 ○福祉・介護職員処遇改善特別加算				

(1)利用者

重度訪問介護事業は、重度の精神障害若しくは知的障害又は重度の肢体不自由者により行動上著しい困難を有する障害者が対象となりますが、障害児は対象になっていません。

行動関連項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない	2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない
説明の理解	1. 理解できる	2. 理解できない	3. 理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要 5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
異食行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要 5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
多動・行動停止	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要 5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
不安定な行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要 5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
自ら傷つける行為	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要 5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
他人を傷つける行為	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要 5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
不適切な行為	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要 5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
突発的な行為	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要 5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
過食・反すう等	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要 5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
てんかん	1. 年に1回以上	2. 月に1回以上	3. 週に1回以上

具体的には、「障害支援区分が4以上で、二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている者」(重度の肢体不自由者)、又は「障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者」(重度の精神障害や知的障害で行動上著しい困難を有する障害者)です。平成26年4月1日より「重度の精神障害者及び知的障害者」が追加され、対象が拡大されています。

(2) サービス内容

サービス内容は、重度の精神障害もしくは知的障害又は重度の肢体不自由があり常に介護を必要とする障害者に対して、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、食事や排せつ等の身体介護、調理や洗濯等の家事援助、コミュニケーション支援や家電製品等の操作等の援助及び外出時における移動中の介護が、総合的かつ断続的に提供されるような支援を行います

(3) 職員配置基準と設備基準

1) サービス提供責任者

サービス提供責任者は事業の規模に応じて1人以上配置することになりますが、居宅介護事業とは異なり、以下のア～ウのいずれかに該当するように配置することが必要です。

ア 月間のサービス提供時間 1,000 時間当たり1人以上
イ 従業者数 20 人当たり1人以上
ウ 利用者数 10 人当たり1人以上

サービス提供責任者の要件としては、居宅介護事業と同じ内容となっていますので、居宅介護事業の項目（P122）を参照ください。なお、サービス提供責任者は、管理者の兼務及び常勤換算が可能となっています。

2) 従業者、管理者、設備基準

従業者、管理者及び設備基準については、居宅介護事業と同じ内容となっていますので、居宅介護事業の項目（P122～P123）を参照ください。

なお、「重度の精神障害や知的障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者に対する重度訪問介護の従業者」については、専門性を確保するため、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了していることが望ましいとされています。

(3) 重度訪問介護サービス費

1) 重度訪問介護サービス費の概要

重度訪問介護については、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定しており、同一の事業者がこれに加えて身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできません。ただし、サービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合で、他の事業者が身体介護等を提供する場合は、算定することができます。また、外出時に行動援護サービスを利用する場合の方が適している場合には、重度訪問介護に加えて、行動援護サービス費を算定することができます。

なお、重度の精神障害や知的障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者に対する重度訪問介護は、行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整などを行った上で、重度訪問介護を行った場合に所定単位数を算定することができます。ただし、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程及び強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）は、アセスメントを理解してサービスを提供する上で必要な研修と位置づけており、アセスメントを行う側の研修ではないことから、これらの研修のみを修了した者が行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整を行うことは望ましくないとされています。

2) 重度訪問介護サービス費の所要時間

重度訪問介護サービス費は、同一箇所に長時間滞在しサービスの提供を行うという業務形態を踏まえ、1日につき3時間超の支給決定が基本となっています。利用者のキャンセル等による場合は、1事業者における1日の利用が3時間未満であっても重度訪問介護サービス費の請求はできますが、「所要時間1時間未満」で算定する場合の所要時間は概ね40分以上となります。

また、重度訪問介護従業者の1日当たりの費用（人件費及び事業所に係る経費）を勘案し8時間を区切りとする単価設定となっており、8時間を超えるサービス提供を行う場合には、事業所の管理コストが逡減することを踏まえ、8時間までの報酬単価の95%相当額を算定することになっています。そのため、同一の事業者が、1日に複数回の重度訪問介護を行う場合は、1日分の所要時間を通算して算定します。1日の所要時間とは、0時から24時までを指すものであり、翌日の0時以降のサービス提供分は所要時間1時間から改めて通算して算定します。

なお、1日の範囲内に複数の事業者が重度訪問介護を行う場合は、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を通算して算定します。

2) 重度訪問介護サービス費の算定

平成27年度改定では、サービスの適正実施の観点から重度訪問介護サービス費の基本報酬が引き上げられました。

重度訪問介護のサービス提供の所要時間が、1時間未満は183単位を、1時間以上1時間30分未満は273単位を、1時間30分以上2時間未満は364単位を、2時間以上2時間30分未満は455単位を、2時間30分以上3時間未満は546単位を、3時間以上3時間30分未満は636単位を、3時間30分以上4時間未満は728単位を、算定することができます。また、所要時間が、4時間以上8時間未満は813単位に所要時間4時間から計算して30分増すごとに85単位を、8時間以上12時間未満は1,493単位に所要時間8時間から計算して30分増すごとに85単位を、12時間以上16時間未満は2,168単位に所要時間12時間から計算して30分増すごとに80単位を、16時間以上20時間未満は2,814単位に所要時間16時間か

ら計算して 30 分増すごとに 86 単位を、20 時間以上 24 時間未満は 3,496 単位に所要時間 20 時間から計算して 30 分増すごとに 80 単位を、算定することができます。

(4) 重度訪問介護サービス費特有の加算項目

重度訪問介護	算定要件等		
重度障害者等 に対する加算	重度訪問介護従業者養成研修の修了者が重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対して行った場合	+ 所定単位 × 15% / 回	
障害支援区分6 該当者 に対する加算	重度訪問介護従業者養成研修の修了者が障害支援区分6の重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対して行った場合	<u>+ 所定単位 × 8.5% / 回</u>	
移動介護加算	外出時に移動中の 介護を行った場合	所要時間 1時間未満	+ 100単位
		1時間以上1時間30分未満	+ 125単位
		1時間30分以上2時間未満	+ 150単位
		2時間以上2時間30分未満	+ 175単位
		2時間30分以上3時間未満	+ 200単位
		3時間以上	+ 250単位
行動障害支援 連携加算	サービス提供責任者が「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」の作成者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同で行った場合 (サービス初日から起算して30日間で1回を限度)		<u>+ 584単位 / 回</u>

1) 重度障害者等・障害支援区分6 該当者に対する加算

重度訪問介護従業者養成研修を修了した者が、重度の肢体不自由者のうち、重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者に対して重度訪問介護を行った場合は所定単位数の 15%を、障害支援区分6 に該当する者に対して重度訪問介護を行った場合は所定単位数の 8.5% (平成 27 年度改定前は 7.5%) を加算することができます。平成 27 年度改定では、重度障害者に対する支援を強化するため、障害支援区分6 の利用者に対する評価の充実が図られています。

ただし、重度訪問介護従業者養成研修を修了した者が、加算対象となる重度障害者に対して重度訪問介護を行う場合は、当該加算対象者に対する緊急時の対応等についての付加的な研修である重度訪問介護従事者養成研修追加課程又は重度訪問介護従業者養成研修統合課程を修了している場合についてのみ所定単位数が算定することができます。

2) 移動介護加算

利用者に対して外出時に移動中の介護を行う場合には、1 日分の所要時間が 1 時間未満の場合に 100 単位を、1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合に 125 単位を、1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合に 150 単位を、2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合に 200 単位を、3 時間以上

の場合に 250 単位を、所定単位数に加算することができます。所要時間は現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の外出時における移動中の介護を行うのに要する標準的な時間となります。

また、厚生労働大臣が定める要件（P126 の「2 人の居宅介護従業者による居宅介護の取扱い」を参照）を満たす 1 人の利用者に対して 2 人の重度訪問介護従業者が同時に移動中の介護を行った場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う移動中の介護について所定単位数（所定単位数×2）の加算を算定することができます。

3) 行動障害支援連携加算（平成 27 年度改定で新設）

平成 27 年度改定では行動障害支援連携加算が新設され、サービス提供責任者が「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」の作成者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同で行った場合は、サービスを提供した初日から起算して 30 日間で 1 回を限度として 1 回 584 単位を算定することができます。

なお、行動障害支援連携加算は、「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」の作成者への指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に対する費用の支払いを評価しているものであることから、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人の場合は、行動障害支援連携加算を算定することはできません。ただし、同一事業者であっても、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人でない場合は、算定することができます。

(4) 居宅介護サービス費と共通の加算項目

2 人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護の取扱い、夜間早朝加算、深夜加算、特定事業者加算、特別地域加算、緊急時対応加算、喀痰吸引等支援体制加算、初回加算、利用者負担上限額管理加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算を重度訪問介護サービス費においても算定することができます。詳細な内容については「居宅介護サービス費の加算項目」（P126～P130）を参照ください。

ただし、特定事業者加算、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・（Ⅱ）及び福祉・介護職員処遇改善特別加算は、居宅介護サービス費とは異なり、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）は 1 月の所定単位の 14.0% を、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）は 1 月の所定単位の 7.8% を、介護職員処遇改善特別加算は 1 月の所定単位の 2.6% を、算定します。

重度訪問介護サービス費では、居宅介護事業の特定事業者加算（居宅介護事業の P127 参照）とは異なり「指定重度訪問介護のサービス提供に当たり、常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること」も必須の算定要件となっており、特定事業者加算（Ⅳ）は設定されていません。特定事業所加算（Ⅲ）についても、特定事業所加算の算定要件⑫は「前年度又は算定日が属する月の前 3 月間における利用者の総数のうち、障害支援区分 5 以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者

精神科医療情報総合サイト「e-らぼ〜る」

の占める割合」は「30%以上」ではなく、「50%以上」となっています。

特定事業所加算の算定要件⑧「当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者は3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは旧1級課程修了者」は、平成27年3月31日までの経過措置として「当該指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者のうち重度訪問介護従業者として3,000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有するサービス提供責任者の占める割合が50%以上である場合は⑧の基準に適合するものとみなす。」ことになっていましたが、当該経過措置を設けてから6年が経過したことを踏まえ、廃止されました。また、平成27年度改定では実務経験もサービス提供を行う上で重要であることに鑑み、特定事業所加算の算定要件⑧に「重度訪問介護従業者として6,000時間以上の重度訪問介護の実務経験を有する者」が新たに追加されています。

3. 行動援護事業

利用者	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する常時介護が必要な障害者等であって、障害支援区分が区分3以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあってはこれに相当する支援の割合)の者			
サービス内容	行動に著しい困難を有する精神障害者や知的障害者に対して、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行う			
職員配置基準	<従業者> 介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程等の修了者などが、常勤換算方法で2.5人以上 <サービス提供責任者> 事業規模に応じて1人以上(管理者の兼務・常勤換算も可) <管理者> 常勤で、原則として専ら管理業務に従事する者(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)			
設備	事務室、受付等の運営に必要な設備・備品等の確保			
行動援護サービス費 基本報酬	所要時間	基本報酬	所要時間	基本報酬
	30分未満	253単位	4時間以上4時間30分未満	1,472単位
	30分以上1時間未満	401単位	4時間30分以上5時間未満	1,619単位
	1時間以上1時間30分未満	584単位	5時間以上5時間30分未満	1,767単位
	1時間30分以上2時間未満	731単位	5時間30分以上6時間未満	1,915単位
	2時間以上2時間30分未満	879単位	6時間以上6時間30分未満	2,063単位
	2時間30分以上3時間未満	1,027単位	6時間30分以上7時間未満	2,211単位
	3時間以上3時間30分以上	1,175単位	7時間以上7時間30分未満	2,360単位
3時間30分以上4時間未満	1,323単位	7時間30分以上	2,506単位	
加算・減算項目	○支援計画シート等未作成減算 ○特定事業所加算 ○特別地域加算 ○緊急時対応加算 ○喀痰吸引等支援体制加算 ○初回加算 ○利用者負担上限額管理加算 ○行動障害支援指導連携加算 ○福祉・介護職員処遇改善加算 ○福祉・介護職員処遇改善特別加算			

(1) 利用者

利用者は、精神障害又は知的障害により行動上著しい困難を有する障害者等で常時介護が必要な人のうち、障害支援区分3以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連

項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上（障害児にあつてはこれに相当する支援の度合）に該当する者が対象となります。

（2）サービス内容

行動に著しい困難を有する精神障害者や知的障害者に対して、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助等を行います。

行動援護では、以下のようなサービスを行うこととなりますが、事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備し、それらを活用して適切に支援を行うための支援計画シート等を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録することが必要となります。

予防的対応	<ul style="list-style-type: none"> ①行動の予定が分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動が出ないよう、あらかじめ日常生活の行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動がとれるように理解させる ②視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに行動障害が起こるかを熟知したうえで環境調整を行う等の予防的対応等を行うなど
制御的対応	<ul style="list-style-type: none"> ①何らかの原因で本人が行動障害を起こしてしまった時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ行動障害を適切におさめる ②危険であることを認識できないために突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自分を傷つける行為を適切におさめる ③本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のものに強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応
身体介護的対応	<ul style="list-style-type: none"> ①便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等の対応 ②食事を摂る場合の食事介助 ③入浴及び衣服の着脱介助など

（3）職員配置基準と施設基準

1）従業者

従業者は常勤換算方法で 2.5 人以上配置することが必要となりますが、行動援護サービスを行う従業者の要件は居宅介護事業とは異なります。

行動援護サービスを提供する従業者の要件としては、行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者で、精神障害者、知的障害者又は知的障害児の直接支援業務に 1 年以上の従事経験を有する者となります。

ただし、平成 30 年 3 月 31 日までの経過措置として、初任者研修課程修了者等で、精神障害者、知的障害者又は知的障害児の直接支援業務に 2 年以上の従事経験を有する者は行動援護サービスを提供することができます。

2) サービス提供責任者

サービス提供責任者は事業の規模に応じて1人以上配置することになりますが、居宅介護事業と同じ内容であり、以下のア～エのいずれかに該当するように配置します。

- ア 月間のサービス提供時間 450 時間当たり1人以上
- イ 従業者数 40 人当たり1人以上
- ウ 利用者数 40 人当たり1人以上(通院等乗降介助のみの利用者数は0.1人で計算)
- エ 常勤で3人以上配置、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事するものを1人以上配置している場合は、ウにかかわらず利用者数 50 人当たり1人以上

サービス提供責任者の要件としては、居宅介護事業とは異なり、行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者で、精神障害者、知的障害者又は知的障害児の直接支援業務に3年以上の従事経験を有する者となります。ただし、経過措置として平成30年3月31日までの間は、居宅介護のサービス提供責任者の要件(P122を参照)に該当し、精神障害者、知的障害者又は知的障害児の福祉に関する業務(直接の処遇に限る)に5年以上の従事経験を有する者でも要件を満たすことになります。なお、サービス提供責任者は、管理者の兼務及び常勤換算が可能となっています。

3) 管理者及び設備基準

管理者及び設備基準については、居宅介護事業と同じ内容となっていますので、居宅介護事業の項目(P123)を参照ください。

(4) 行動援護サービス費

平成27年度改定では、サービスの適正実施の観点から行動援護サービス費の基本報酬が引き上げられました。また、従業者及びサービス提供責任者の更なる資質の向上を図るため、行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験を短縮するとともに従業者「行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの」に対する基本報酬の30%減算の規定が廃止されました。行動援護従業者養成研修の必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置が設けられています。

行動援護サービス費は、行動援護の所要時間に応じて10区分(30分単位で8時間まで)の単位が設定されており、1日1回 253単位から 2,506単位を算定することができます。

行動援護で提供されるサービスは、その性格上、一般的に半日の範囲にとどまると想定されるため、8時間以上実施されるような場合は「7時間30分以上の場合」の単位数を算定することになります。また、行動援護は、主として日中に行われるサービスであることから、居宅介護サービス費とは異なり、早朝・夜間・深夜の加算は設定されていません。

(5) 行動援護サービス費特有の減算・加算項目

算定要件等		
支援計画シート等 未作成減算	「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が 作成されていない場合	所定単位×95%/回
行動障害支援 連携加算	サービス提供責任者が「支援計画シート」及び「支援手 順書兼記録用紙」の作成者と連携し、利用者の心身の 状況等の評価を共同で行った場合(移行する日の属す る月に1回を限度)	+273単位/回

1) 支援計画シート等未作成減算（平成 27 年度改定時に新設）

行動障害を有する者の支援に当たっては、関係者間で情報を共有し、一貫性のある支援を行うことが重要なことから、平成 27 年度改定では支援計画シート等の作成を必須化するとともに、未作成の場合の減算が新設されました。

「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合は、所定単位数の 5%が減算されます。なお、必須化に当たっては、平成 30 年 3 月 31 日までの間は経過措置期間で、支援計画シートが未作成の場合あであっても減算されません。

2) 行動障害支援指導連携加算（平成 27 年度改定時に新設）

行動障害を有する者に対して適切な支援を行うため、支援計画シート等の作成者が重度訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合は、平成 27 年度改定で新設された行動障害支援指導連携加算として重度訪問介護移行日が属する月に 1 回を限度として 273 単位を算定することができます。

(6) 居宅介護サービス費と共通の加算項目

2 人の行動援護従事者による行動援護の取扱い、特定事業者加算、特別地域加算、緊急時対応加算、喀痰吸引等支援体制加算、初回加算、利用者負担上限額管理加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算を行動援護サービス費においても算定することができます。詳細な内容については「居宅介護サービス費の加算項目」（P126～P130）を参照ください。

ただし、福祉・介護職員処遇改善加算(I)は 1 月の所定単位の 18.5%、福祉・介護職員処遇改善加算(II)は 1 月の所定単位の 10.3%を、介護職員処遇改善特別加算は 1 月の所定単位の 3.4%を、算定します。

また、特定事業所加算の算定要件「⑧当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者は 3 年以上の実務経験を有する介護福祉士又は 5 年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは旧 1 級課程修了者」（居宅介護事業 P127 参照）の平成 27 年 3 月 31 日までの経過措置「当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が、指定居宅介護等従業者であって行動援護従業者養成研修課程を修了している場合は、⑧の基準に適合する」は、経過措置を設けてから 6 年が経過したことを踏まえ、廃止されました。